発行日:2020年06月16日



新型コロナウイルス感染症対策建設労働者雇用促進助成金

募集期間

2020年6月15日から2021年3月31日まで

目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による離職者等の増加に対応するため,災害復旧等進捗を急ぐ事業が多く人材不足が深刻な 建設業を受け皿とした緊急的な雇用確保を図ることを目的として,一定の要件を満たす新型コロナウイルス感染症拡大の影響によ る離職者等を雇用する事業主に対して,新型コロナウイルス感染症対策建設労働者雇用促進助成金支給要綱に基づき助成金を支給 します。

支援内容

▼助成金額

月額(上限) 総支給額(上限)

20万円/月 120万円 (20万円/月×3か月×2期)

助成金は、対象労働者1名につき月額20万円を上限に、申請者が対象労働者に支払った月額の賃金に相当する額に対し、起算日※から最初の3か月を第1期の支給対象期とし、次の3か月を第2期の支給対象期として、3か月ごとに2期にわたり支給します。 ※起算日は、賃金締切日が定められている場合は雇入れ日の直後の賃金締切日の翌日とし、雇入れ日が賃金締切日の場合は雇入れ日の

翌日,雇入れ日が賃金締切日の翌日の場合は雇入れ日とします。

対象者の詳細

▼助成金の申請者

本助成金の支給申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は,次の全ての要件を満たすことが必要です。

(1)次の広島県の入札参加資格の認定を受けていること。

ァ

令和元年度及び令和2年度(平成31年度及び平成32年度)において,県が発注する建設工事等の一般競争入札又は指名競争入札 に

参加する者に必要な資格

1

令和元年度及び令和2年度(平成31年度及び平成32年度)において,県が発注する測量,建設コンサルタント等業務の一般競争 入

札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格

(2)

上記(1)アの資格の認定を受けている者にあっては主たる営業所(建設業法第3条第1項の営業所のうち,営業所を総括し,指揮

監督する権限を有する1箇所の営業所で,建設業許可申請書に主たる営業所として記載したものをいう。)を県内に有する者,また,上記(1)イの資格の認定を受けている者にあっては登記簿上の本店を県内に有する者であること。

- (3) 下記3の対象労働者を3か月以上継続して雇用する意思があること。
- (4) 県税の滞納がないこと。

▼対象労働者

雇用の対象となる労働者は,次の全ての要件を満たすことが必要です。

(1)

- 雇入れ日の前日までの6か月間,広島県内の建設業者に雇用(広島県内において,個人事業主として開業している場合も含む。) されていないこと。
- (2) 雇入れ日現在の満年齢が70歳未満であること。
- (3)新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等であること。
- (4)健康保険法,厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による被保険者(だだし,一定の条件を満たし,適用除外である場合を除く。)であり,原則,雇用期間の定めのないこと。
- (5) 1週間の所定労働時間が30時間以上であること。

対象地域



お問い合わせ

広島県土木建築局建設産業課 入札制度グループ 〇住所: 〒730-8511 広島市中区基町 10番 52号

○電話: 082-513-3821 ○FAX: 082-223-3593

○ E-mail : dokensetsu@pref.hiroshima.lg.jp

担当者

会社名:一般社団法人財務セカンドオピニオン協会

担当 :橋本

住所 :東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。 サービスのご利用はお客さまの判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会 は責任を負いかねます。

補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客さま情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。

≪お客さま情報(企業情報)お取り扱いについて≫

提供先 : 株式会社グランドツー(住所:東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話:03-6427-0944) 利用目的 : 株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。

提供される内容:該当する可能性がある補助金、助成金